

社会福祉法人清快福祉会定款

社会福祉法人 清快福祉会

社会福祉法人清快福社会定款 目次

第1章	総則	(第1条～第4条)
第2章	評議員	(第5条～第8条)
第3章	評議員会	(第9条～第14条)
第4章	役員及び職員	(第15条～第22条)
第5章	理事会	(第23条～第27条)
第6章	資産及び会計	(第28条～第35条)
第7章	解散	(第36条～第37条)
第8章	定款の変更	(第38条)
第9章	公告の方法その他	(第39条～第40条)
	附則	

社会福祉法人清快福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人清快福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸3062番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、出席1回あたり15,000円を超えない範囲で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印することとする。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、

なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 署名し、又は記名押印する者は、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることとする。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸3062番1所在の特別養護老人ホーム清快園敷地 1筆(4831.43平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸3062番2所在の特別養護老人ホーム清快園敷地 1筆(61.14平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸3062番6所在の特別養護老人ホーム清快園敷地 1筆(29.77平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野宿上1415番1所在の特別養護老人ホーム新清快園敷地 1筆(499.00平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野宿上1415番2所在の特別養護老人ホーム新清快園敷地 1筆(392.56平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野宿上1416番1所在の特別養護老人ホーム新清快園敷地 1筆(972.00平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野宿上1417番1所在の特別養護老人ホーム新清快園敷地 1筆(809.00平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野宿上1419番1所在の特別養護老人ホーム新清快園敷地 1筆(543.00平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野宿上1420番1所在の特別養護老人ホーム新清快園敷地 1筆(586.00平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野宿上1421番1所在の特別養護老人ホーム新清快園敷地 1筆(672.00平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野宿上1422番所在の特別養護老人ホーム新清快園敷地 1筆(1,160.00平方メートル)

(2) 建物

東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸3062番1所在の鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根4階建特別養護老人ホーム清快園建物 1棟(延4215.53平方メートル)

東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野宿上1417番地1、1413番地1、1414番地1、1415番地1、1416番地1、1418番地2、1419番地1、1420番地1、1421番地1、1422番地、1423番地6、1424番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建特別養護老人ホーム新清快園建物 1棟(延6017.64平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもつ

て終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人清快福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	石井 康允
理事	高橋 正
	関口 豊次
	尾西 アイ
	澤登 博子
	石川 正雄

大迫 新一
浦野 文一
佐藤 文彦
石井 早苗
監 事 渡辺 貞一
鈴木 正常

昭和55年12月 1日制定	昭和55年12月 1日申請	昭和56年 3月31日認可
昭和62年 5月30日一部改正	昭和63年 5月16日申請	昭和63年 6月16日認可
平成 2年 5月30日一部改正	平成 2年 9月20日申請	平成 2年11月19日認可
平成 3年10月30日一部改正	平成 3年12月10日申請	平成 3年12月26日認可
平成 6年 1月27日一部改正	平成 6年 3月22日申請	平成 6年 6月 6日認可
平成10年 2月 8日一部改正	平成10年 4月20日申請	平成10年 5月 6日認可
平成13年 3月29日一部改正	平成13年11月19日申請	平成13年12月20日認可
平成20年 3月25日一部改正	平成20年 5月 9日申請	平成20年 5月16日認可
平成24年11月15日一部改正	平成25年 4月19日申請	平成25年 4月24日認可
平成26年 5月29日一部改正	平成26年 6月24日申請	平成26年 8月 6日認可
平成28年12月 7日一部改正	平成28年12月26日申請	平成29年 1月20日認可

社会福祉法人清快福社会
役員及び評議員並びに
評議員選任・解任委員会委員の
報酬等に関する規程

社会福祉法人 清快福社会

社会福祉法人清快福祉会
役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の
報酬等に関する規程

目次

目的	(第1条)
定義	(第2条)
理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等	(第3条)
理事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の勤務報酬等	(第4条)
監事の報酬等	(第5条)
出張報酬等	(第6条)
適用除外	(第7条)
改正	(第8条)
附則	
会議出席報酬	(別表1)
出務報酬	(別表2)
出張報酬	(別表3)
出張命令書/旅費請求書兼領収書	(様式1)

社会福祉法人清快福祉会
役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の
報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清快福祉会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員(以下「委員」という。)の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 委員及び理事長又は理事が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(理事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2によりを支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 委員が評議員選任・解任委員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、一会議に出席し、かつ同一日に開催された別会議に出席したときは、その会議の出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条2項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張報酬等)

第6条 役員及び評議員並びに委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

6 出張、旅行にあたっては、様式1により取り扱うものとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附則

1 平成20年4月1日施行の社会福祉法人清快福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程は廃止する。

2 この規程は、平成29年1月20日から施行する。

平成28年12月7日制定 ただし、適用は平成29年3月23日からとする。

(制度変更に伴う改廃制定)

別表 1（会議出席報酬）

名 称	基本報酬(日額)
理事会出席報酬等	10,000円（～15,000円）
評議員会出席報酬等	定款による。
評議員選任・解任委員会等	10,000円（～15,000円）

別表 2（出務報酬）

名 称	基本報酬(日額)
理事長業務報酬等	15,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
委員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	18,000円

別表 3（出張報酬）

名 称	基本報酬	条件等
出張報酬	10,000円	日額
宿泊費	15,000円	一泊の上限額
交通費等	実 費	

*交通費は、グリーン車使用の場合はその実費

※注) 上記、別表 1・同 2・同 3 の額における実支給額は、所得税率改正による場合には、総支給額において変更するものとする。

理事長	施設長	事務	

出張命令書

命令発動日；平成 年 月 日

下記のとおり出張を命令する。

受任者	職名		氏名		⑩
出張日	自；平成 年 月 日 ～ 至；平成 年 月 日 日間				
用務内容					
用務地 (所在地)					

旅費請求書 兼 領収書

理事長	施設長	事務	

請求日；平成 年 月 日

出張日時	自；平成 年 月 日 ～ 至；平成 年 月 日 日間 (一日以内場合； 時 分 ～ 時 分まで)				
区分	交通機関	区間・経路 (発着駅、経由、路線名)			運賃
出張旅費精算分					
	出張旅費請求合計金額				
区分	事項	摘要・内訳			金額
別途精算分	日当				
	その他				
	別途精算分合計				

上記の金額を 出張旅費 として正に領収しました。

平成 年 月 日

氏名 _____ ⑩

